

## 自治基本条例

# すいしんにゆ～す 第3号

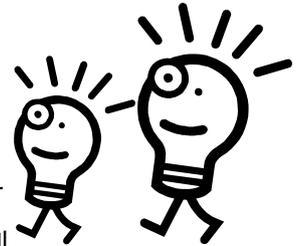
平成25年10月発行 発行元: 政策企画課

5年ぶりに本にゆ～すを発行します。  
年4回発行予定です。ご意見ご感想  
をお待ちしています。広報きしわだで毎月  
掲載しているコラムも是非ご覧下さい！



### ※はじめに※ 自治基本条例って、一体なあに??

自治基本条例は、「きしわだのまちをつくるルール」と呼ばれる条例です。  
難しい言い方では、「最高規範性をもつもの」や「市の憲法として位置づけられ  
るもの」とも言えます。これは、自治基本条例の役割を端的に言い表した表現です  
が、具体的には、市が様々な施策を実現したり、制度の設計をしたり、条例や規則  
を整備するにあたって、必ず遵守すべき条例であり、政策や条例・規則などを体系化した際の頂点に  
位置するべくその理念を備えた条例であり、岸和田市がどんな考えでまちづくりを行っていくのかというこ  
とを明らかにした条例といえます。



この条例で目指すものは「市民自治都市」の実現です。「市民自治都市」の**主役は「市民」**です。また  
市政の**主権者も、行政ではなく「市民」**です。

市民自治都市実現に向けて、この条例では、**市民も事業所も行政も議会も**、それぞれに**責務と  
役割がある**ことを定めています。また、市民が市政に参画する手法(意見聴取制度【第18条】、審議会  
等の委員公募【第19条】、住民投票【第20条】)を定め、市民の参画機会の保障もしています。

その内容について、皆さんに知っていただけるよう、本にゆ～すをこれから発行していきます。

### 自治基本条例推進委員会 委員長である



#### 阿部教授にお尋ねしました！ (大阪市立大学大学院法学研究科)

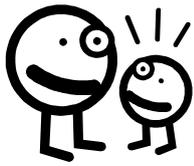
市民と市役所との関係は多面的です。市民は、市役所のトップである市長を選ぶ有権者で  
もあれば、市役所の仕事に必要な資金を提供する納税者でもあれば、市役所が提供するサー  
ビスの受け手でもあります。

高度経済成長の時代には、市民の、市役所が提供するサービスの受け手としての立場が重視され、市役所  
が市民に提供するサービスの充実が図られてきました。低成長期になると、市民の納税者としての立場が強  
調され、市役所が、市民の納める税を節約して、効率的に仕事を行うことに重きがおかれるようになりました。

それに対して、自治基本条例では、市民の、市役所が仕事を行う際の指針  
となる計画の策定などに参画して、市役所の仕事に自らの意向を反映させて  
いく役割や、地域の課題に市役所の職員と協働して取り組み、地域を良くして  
いく役割が強調されています。市民と市役所との関係の、こうした側面が強調  
されるようになってきたのは、我が国の市民社会が十分に成熟してきたことの  
反映です。自治基本条例は、市民に、成熟した市民社会の担い手として、市役  
所と、そして地域と向き合っていくことを求める条例なのです。



阿部教授



**平成24年8月から、第3期自治基本条例推進委員会を設置しています。**

自治基本条例は、社会情勢に適しているのかどうか、形骸化していないのかどうか、本市にふさわしいものであり続けているのかどうかを常に見守っていく必要があります。

そこで、市では①自治基本条例や条例理念に基づいた市の制度や条例を検証するため、②条例本体の見直しの検討を行うため【第33条】、附属機関条例に基づいた委員会を設置しています。現在設置の委員会は、条例施行後第3期となり、学識経験者・公共的団体等の代表者・公募市民の合計14名の方が在籍し、市民自治都市の実現に向けて、定期的に率直な議論がされています。

**【これまでの議論】平成25年6月開催の委員会での協議事項**

- 条例改正の検証 ・条例推進委員会の位置付けの確認 ・危機管理分野の条項の検討  
・総合計画の取扱い ・住民投票条例の運用上の課題
- 第2期推進委員会建議内容に対する各課の取組状況の報告 ○ 条例推進の方策

協議内容は市ホームページで会議録を公開しています。次回委員会は平成26年1月20日開催です。引き続き、課題についての協議、今期委員会の建議を提出するにあたっての協議を進めていきます。

**広報きしわだで、自治基本条例に関するコラムを掲載しています！！**

きっしーの **知ってみんなでまちづくり**  
(自治基本条例編)

**Q** 「みんなでまちづくり」って最近よく聞くけど、うちの市もそういうことをしているの？

**A** もちろん！  
市には「自治基本条例」という大きなまちづくりのルールがあるんだよ。

 そこには、まちづくりのための、行政・市民・事業者・議会みんなの役割とその方法が決められているんだ。次回からは、その方法を具体的に説明していくね。

問合 政策企画課総合調整担当 (☎ 423 - 9493)

広報きしわだ平成25年10月号掲載記事

自治基本条例が皆さんに身近なものであるということを知っていただくため、広報きしわだで、Q&A形式で「**協働のイメージキャラクター きっしー**」が、条例の内容を、わかりやすく説明しています。毎月掲載をめざしています。是非ご覧下さい！

じょうれいにゆ〜すのご意見・ご感想・お問い合わせはこちらまで

→→ 企画調整部政策企画課総合調整担当 ☎072-423-9493

条例の内容を知りたい方は市ホームページへ

→→ <http://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/jichikihon-jourei/>